

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 9 月 9 日（金）第 344 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（社会福祉課取扱い） 1
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）（社会福祉課取扱い） 1
- 土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い） 2
- 地籍調査の成果の認証（農地保全課取扱い） 2
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大島支庁取扱い） 3

## 公 告

- 一般競争入札公告（環境保健センター取扱い） 4

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 選挙運動費用収支報告書の要旨の公表の一部訂正（選挙管理委員会取扱い） 6

## 監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表（監査委員事務局取扱い） 8

## 告 示

## 鹿児島県告示第686号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 4 年 9 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
貴島歯科医院	鹿屋市札元一丁目24-9	令和4年7月1日
有限会社寛調剤薬局	鹿屋市吾平町麓186番地3	令和4年7月11日
吉永クリニック	薩摩川内市入来町浦之名7542-1	令和4年7月1日
知覧平和薬局	南九州市知覧町郡17810番地3	令和4年6月30日
三井調剤薬局根占店	肝属郡南大隅町根占川北1725番地2	令和4年8月31日
黒木歯科医院	南さつま市笠沙町片浦4748-8	令和4年8月2日

## 鹿児島県告示第687号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 4 年 9 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
春田医院	霧島市牧園町宿窪田2072番地	令和 4 年 8 月 1 日
市比野マリンバ薬局	薩摩川内市樋脇町市比野3080-1	令和 4 年 8 月 1 日
天辰マリンバ薬局	薩摩川内市天辰町1512-11	令和 4 年 8 月 1 日

## 鹿児島県告示第688号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 4 年 9 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社まなび島	大島郡与論町茶花130番地	つむぎ訪問看護ステーション	大島郡与論町茶花1613番地	令和 4 年 7 月 1 日
医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁目3番1-1200	医療法人徳洲会訪問看護ステーションゆんぬ	大島郡与論町茶花字赤佐241番11	令和 4 年 7 月 1 日

## 鹿児島県告示第689号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、肝属南部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 9 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 就任した役員の氏名及び住所  
監事 田淵 哲朗 肝属郡南大隅町根占横別府995番地 1  
(任期 令和 4 年 7 月 14 日から令和 5 年 3 月 31 日まで)
- 2 退任した役員の氏名及び住所  
監事 上蘭 利昭 肝属郡南大隅町根占川北3846番地 1

## 鹿児島県告示第690号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和 4 年 9 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
西之表市	令和 2 年 9 月 30 日から 令和 3 年 12 月 15 日まで	地籍図及び地籍簿	西之表市住吉の一部	令和 4 年 8 月 29 日
西之表市	令和 2 年 9 月 30 日から 令和 3 年 12 月 13 日まで	地籍図及び地籍簿	西之表市古田の一部	令和 4 年 8 月 29 日
垂水市	令和 2 年 8 月 6 日から 令和 4 年 2 月 9 日まで	地籍図及び地籍簿	垂水市田神の一部	令和 4 年 8 月 29 日
奄美市	令和 2 年 8 月 4 日から 令和 3 年 11 月 30 日まで	地籍図及び地籍簿	奄美市名瀬大字根瀬部、名瀬大字小湊及び名瀬金久の各一部	令和 4 年 8 月 29 日
錦江町	令和 2 年 7 月 2 日から	地籍図及び地籍簿	錦江町田代麓の一部	令和 4 年

	令和4年1月31日まで	び地籍簿		8月29日
肝付町	令和2年6月29日から 令和3年12月21日まで	地籍図及 び地籍簿	肝付町後田、前田及び新富 の各一部	令和4年 8月29日
南種子町	令和2年6月26日から 令和4年2月15日まで	地籍図及 び地籍簿	南種子町平山の一部	令和4年 8月29日

## 始良・伊佐地域振興局告示第10号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和4年9月9日

始良・伊佐地域振興局長 米盛幸一

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
療育の家向日葵	始良市西餅田 3413番地25	特定非営利活動 法人 t a l i	始良市東餅田 1796番地24	川崎 徹	令和4年 6月30日	放課後等 サービス
楽童館	伊佐市大口鳥巢 421番1	社会福祉法人ひ まわり福祉会	伊佐市大口曾木 885番地	富永あつ子	令和4年 7月1日	放課後等 サービス

## 始良・伊佐地域振興局告示第11号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和4年9月9日

始良・伊佐地域振興局長 米盛幸一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
コペルプラス始良教室	始良市宮島町56 番地27N Cテナ ント2階	株式会社サクラ ミチ	東京都杉並区阿 佐谷南三丁目1 番29号	吉原小百合	令和4年 7月1日	児童発達 支援
多機能型通所支援事業所ないろ	霧島市国分松木 町19-23-7	社会福祉法人な ないろ福祉会	霧島市国分松木 町19-14	川畑 寿光	令和4年 7月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス・保育 所等訪問 支援

## 大島支庁告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和4年9月9日

大島支庁長 新川康枝

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
共生型短期入所事業所ぐすく	大島郡和泊町内 城529-1	社会福祉法人和 泊町社会福祉協	大島郡和泊町和 泊宇石川39番	前 幸貴	令和4年 9月1日	短期入所

## 公 告

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和4年9月9日

鹿児島県環境保健センター所長 吉田隆典

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量  
三連四重極型液体クロマトグラフ質量分析装置 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和5年2月28日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等  
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3828  
ファックス番号 099-286-5643

## (3) 申請書類の受付期間

令和4年9月9日から同月22日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも

のとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県環境保健センター（錦江庁舎）庶務部  
鹿児島市錦江町11番40号 郵便番号 892-0836

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和4年10月21日午前10時30分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年10月21日午前11時30分

イ 場所 鹿児島県環境保健センター（錦江庁舎3階）会議室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和4年9月27日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。)

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。)

## 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 10 最低制限価格

設定しない。

## 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県環境保健センター（錦江庁舎）庶務部  
鹿児島市錦江町11番40号 郵便番号 892-0836  
電話番号 099-224-2612  
ファックス番号 099-227-2117

## 13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:  
Triple Quadrupole Liquid Chromatograph-Mass spectrometer:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
10:30 a.m. 21 October 2022
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Kagoshima Prefectural Institute of Environmental Research and Public Health  
11-40 Kinkou-cho, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 892-0836 Japan  
TEL 099-224-2612  
FAX 099-227-2117

**選挙管理委員会告示****鹿児島県選挙管理委員会告示第63号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条の規定による令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動の収支に関する報告書について、出納責任者の篠原準一から訂正の報告があったので、選挙運動費用収支報告書の要旨の公表（令和4年3月29日鹿児島県選挙管理委員会告示第21号）の一部を次のとおり訂正する。

令和 4 年 9 月 9 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

3 報告書の要旨の候補者氏名宮路拓馬に関する令和 3 年 11 月 15 日受理の第 1 回報告分中  
「支 出

	円	
人件費	1,294,950	
家屋費	2,579,546	
選挙事務所費	2,525,846	
集合会場費	53,700	
通信費	70,980	
交通費	173,167	を
印刷費	1,676,850	
広告費	2,234,946	
文具費	8,823	
食糧費	493,494	
雑 費	2,324,563	
今回計	10,857,319	
総 計	10,857,319	」

「支 出

	円	
人件費	945,950	
家屋費	603,700	
選挙事務所費	550,000	
集合会場費	53,700	
交通費	170,607	
印刷費	1,676,850	
広告費	2,028,366	
文具費	5,204	
食糧費	476,115	
雑 費	2,157,918	
今回計	8,064,710	
総 計	8,064,710	」

に改め、同報告書の要旨の候補者氏名宮路拓

馬に関する令和 3 年 11 月 18 日受理の第 2 回報告分中

「支 出

	円	
文具費	596,071	
雑 費	129,613	を
今回計	725,684	
前回計	10,857,319	
総 計	11,583,003	」

「支 出

	円	
文具費	596,071	
雑 費	129,613	
今回計	725,684	
前回計	8,064,710	
総 計	8,790,394	」

に改め、同報告書の要旨の候補者氏名宮路拓

馬に関する令和 3 年 12 月 2 日受理の第 3 回報告分中

「支 出

円

通信費	29,014	
雑 費	103,391	を
今回計	132,405	
前回計	11,583,003	
総 計	11,715,408	
「支 出		
		円
通信費	29,014	
雑 費	103,391	に改める。
今回計	132,405	
前回計	8,790,394	
総 計	8,922,799	

**監 査 委 員 公 表**

**監査委員公表第10号**

令和 4 年 3 月 25 日 付 け 監 査 第 183 号 の 監 査 結 果 に 基 づ き、 令 和 4 年 8 月 12 日 付 け 鹿 教 総 第 1187 号 で 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 か ら 措 置 を 講 じ た 旨 の 通 知 が あ っ た の で、 地 方 自 治 法（ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 199 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 公 表 す る。

令和 4 年 9 月 9 日

鹿 児 島 県 監 査 委 員	地 頭 所 恵
同	大 藪 豊
同	山 田 国 治
同	上 山 貞 茂

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
錦江湾高等学校	寄宿舎電気料の調定額に誤りがあり、差額分の調定が遅延しているものがある。 (6 か月以上 4 件 446,215円)	電気料の調定額算定においては、複数の職員でチェックする体制を強化するとともに、事務の遅延がないよう業務管理の徹底を図ることとした。
加世田常潤高等学校	農業機械の物品事故があり、損害が発生している。(1 件 損害額357,000円)	事故後直ちに農業機械を扱う全職員に対し安全管理及び確保について指導を行った。また、乗車前の安全管理ポスターを視覚的にわかりやすいものに見直し、掲示するとともに、運転者のみ着用していたヘルメットを、職員及び生徒用に必要数購入し、農業機械の実習の際に着用を義務付け、安全面のより一層の強化を図った。
市来農芸高等学校	公用車の物品事故があり、損害が発生している。(1 件 県負担額121,341円)	事故当事者に対して安全運転の遵守、事故発生時の迅速な報告義務について指導を行うとともに、全職員に対して再度交通安全について指導を行った。
曾於高等学校	令和 2 年度分の授業料の徴収取扱いに誤りがあり、令和 3 年度に調定しているものがある。(1 件 118,800円)	年度当初及び 7 月に、生徒から提出された意向確認書をもとに授業料対象者リストを作成し、職員間で情報共有を図った。 就学支援金の審査結果通知を受領した際は、授業料対象者に変更がないか確認を行うこととした。



		授業料対象者リストを基礎資料とし、毎月「就学支援金認定者及び授業料徴収者調べ」を作成した。
申良商業高等学校	職員手当の過年度返納に係る調定額に誤りがある。(2件61,500円)	職員手当については、認定状況を確認するとともに、過年度返納になる場合は時効成立分がないか確認を行うこととした。
鹿児島盲学校	平成29年度から令和元年度までの通勤手当に誤りがあり、賃金請求権の消滅時効が完成していたため支出できなかったものがある。(2件70,200円) また、同手当の誤りについて、令和元年度分を令和3年度に支出しているものがある。(2件59,400円)	自主検査において、職員手当が関係法令等に基づき認定されているか確認を行うとともに、事務職員に対し関係法令、条例等についての研修を実施した。
鹿屋養護学校	資金前渡職員口座において、公金と私費を混交している。	私費(給食会計)については、資金前渡職員口座を使用しないこととした。